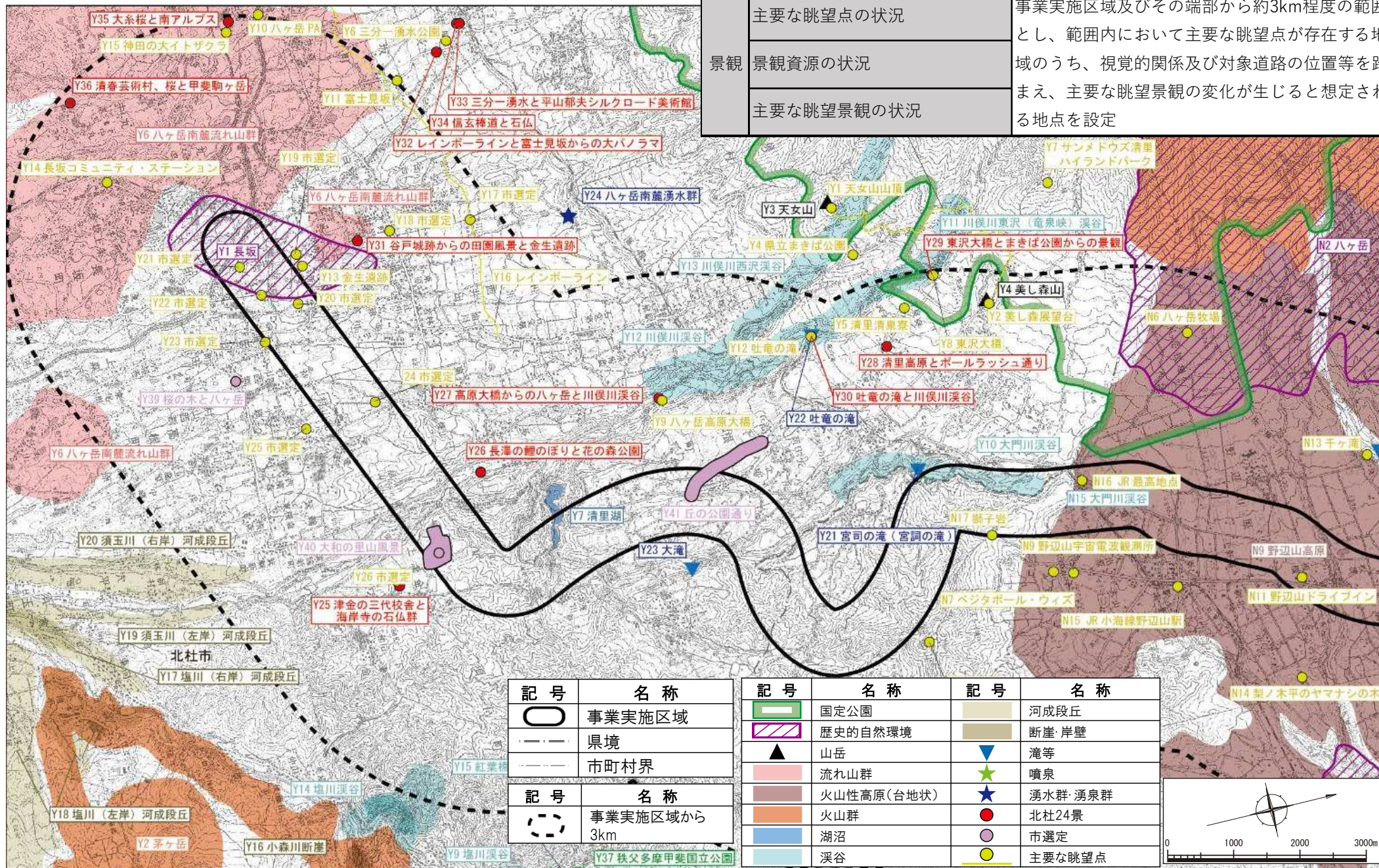


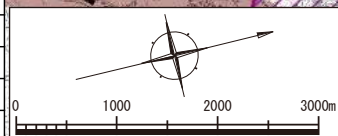
# 3-4. 調査計画(案) (景観 1/2)

調査項目		調査地域・地点
景観	主要な眺望点の状況	事業実施区域及びその端部から約3km程度の範囲とし、範囲内において主要な眺望点が存在する地域のうち、視覚的關係及び対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点を設定
	景観資源の状況	
	主要な眺望景観の状況	



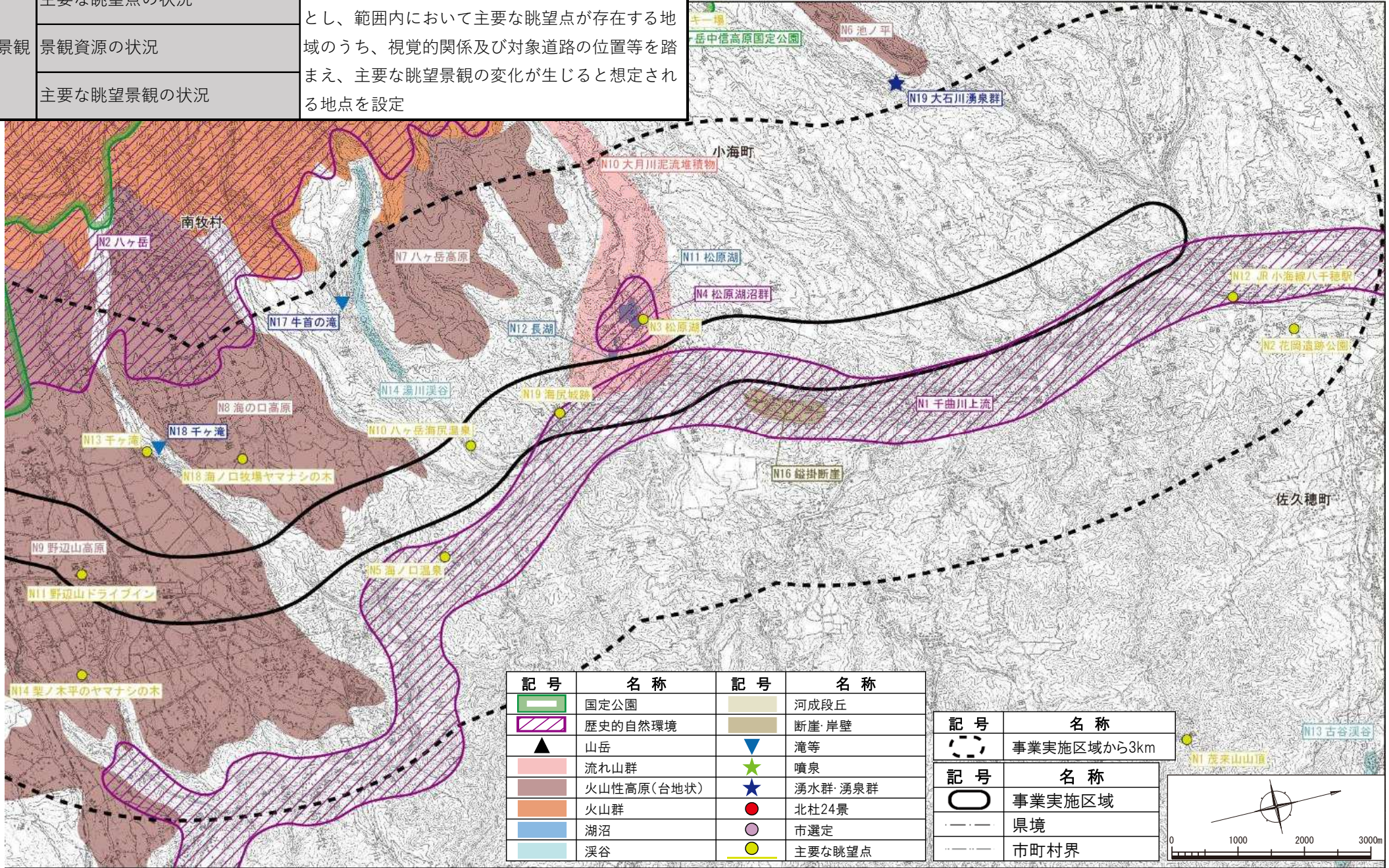
記号	名称
	事業実施区域
	県境
	市町村界
記号	名称
	事業実施区域から3km

記号	名称	記号	名称
	国定公園		河成段丘
	歴史的な自然環境		断崖・岸壁
	山岳		滝等
	流れ山群		噴泉
	火山性高原(台地状)		湧水群・湧泉群
	火山群		北杜24景
	湖沼		市選定
	溪谷		主要な眺望点



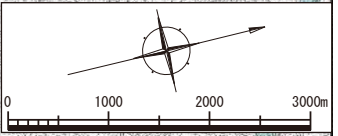
# 3-4. 調査計画(案) (景観 2/2)

調査項目		調査地域・地点
景観	主要な眺望点の状況	事業実施区域及びその端部から約3km程度の範囲とし、範囲内において主要な眺望点が存在する地域のうち、視覚的關係及び対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点を設定
	景観資源の状況	
	主要な眺望景観の状況	



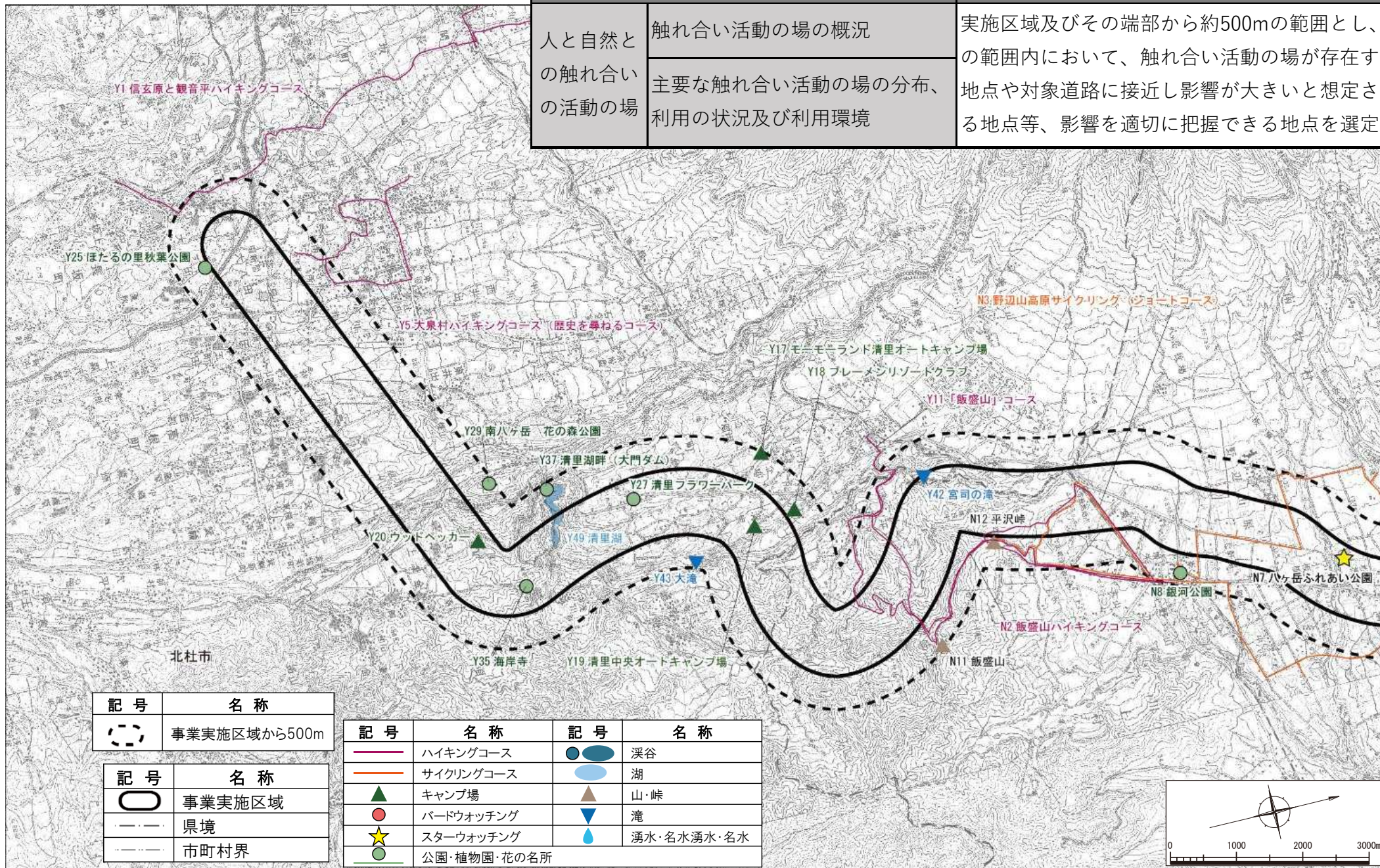
記号	名称	記号	名称
	国定公園		河成段丘
	歴史的な自然環境		断崖・岸壁
	山岳		滝等
	流れ山群		噴泉
	火山性高原(台地状)		湧水群・湧泉群
	火山群		北杜24景
	湖沼		市選定
	渓谷		主要な眺望点

記号	名称
	事業実施区域から3km
記号	名称
	事業実施区域
	県境
	市町村界

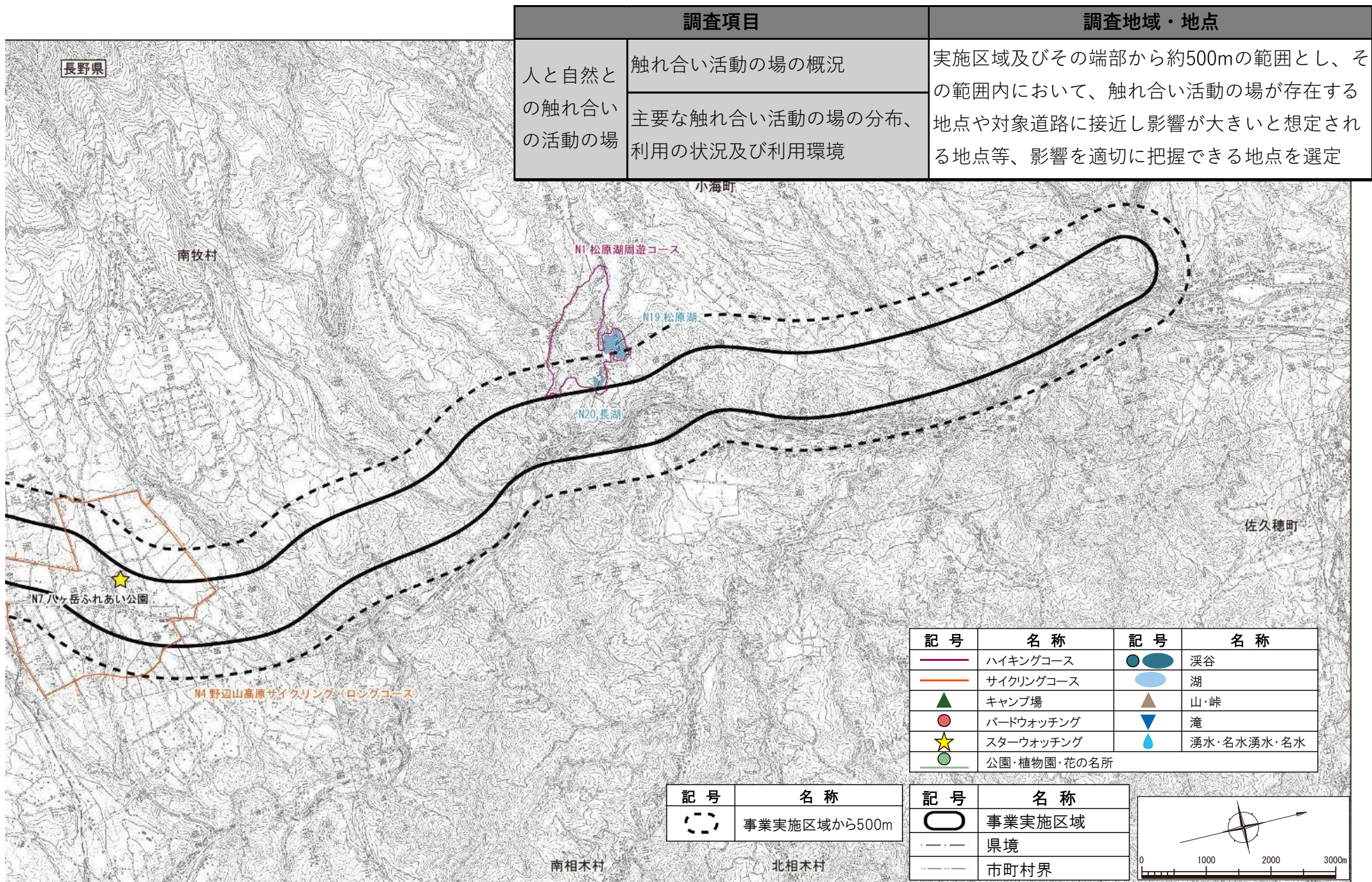


# 3-4. 調査計画(案) (人と自然との触れ合いの活動の場1/2)

調査項目		調査地域・地点
人と自然との触れ合いの活動の場	触れ合い活動の場の概況	実施区域及びその端部から約500mの範囲とし、その範囲内において、触れ合い活動の場が存在する地点や対象道路に接近し影響が大きいと想定される地点等、影響を適切に把握できる地点を選定
	主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境	



# 3-4. 調査計画(案) (人と自然との触れ合いの活動の場2/2)

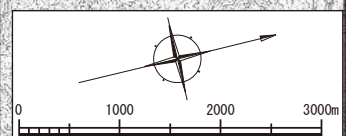


調査項目		調査地域・地点
人と自然との触れ合いの活動の場	触れ合い活動の場の概況	実施区域及びその端部から約500mの範囲とし、その範囲内において、触れ合い活動の場が存在する地点や対象道路に接近し影響が大きいと想定される地点等、影響を適切に把握できる地点を選定
	主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境	

記号	名称	記号	名称
	ハイキングコース		溪谷
	サイクリングコース		湖
	キャンプ場		山・峠
	バードウォッチング		滝
	スターウォッチング		湧水・名水湧水・名水
	公園・植物園・花の名所		

記号	名称
	事業実施区域から500m

記号	名称
	事業実施区域
	県境
	市町村界



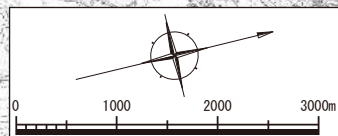
# 3-4. 調査計画(案) (文化財 1/2)



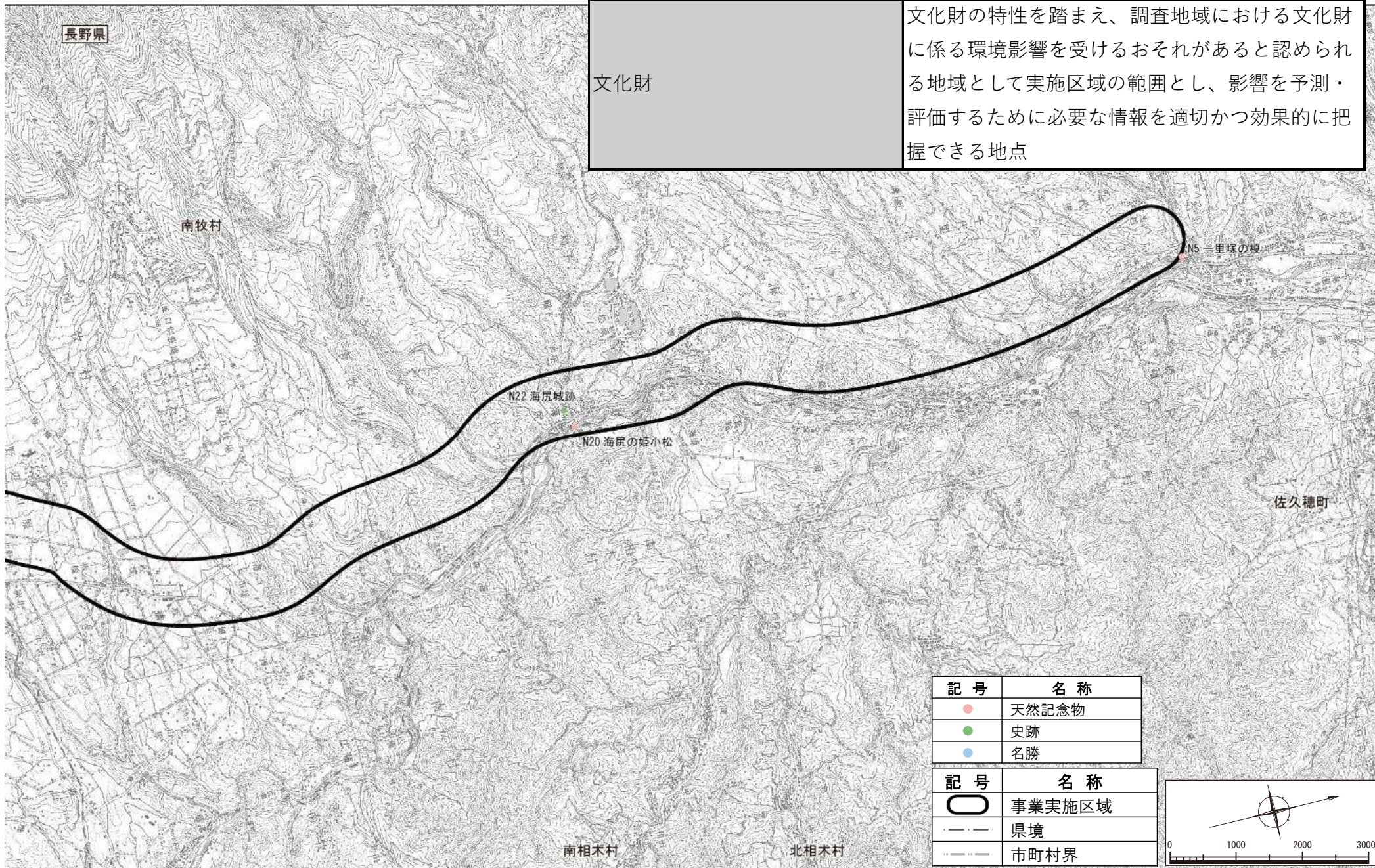
調査項目	調査地域・地点
文化財	文化財の特性を踏まえ、調査地域における文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として実施区域の範囲とし、影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

記号	名称
	事業実施区域
	県境
	市町村界

記号	名称
	天然記念物
	史跡
	名勝



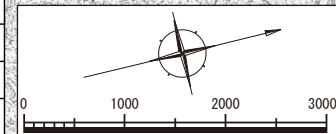
# 3-4. 調査計画(案) (文化財 2/2)



調査項目	調査地域・地点
文化財	文化財の特性を踏まえ、調査地域における文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として実施区域の範囲とし、影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

記号	名称
●	天然記念物
●	史跡
●	名勝

記号	名称
○	事業実施区域
---	県境
---	市町村界



## 4. 方法書の縦覧及び意見書の提出

## 4-1. 縦覧について

### ●縦覧場所(山梨県)

- ・山梨県 県土整備部都市計画課
- ・山梨県 中北建設事務所都市整備課
- ・韮崎市 建設課
- ・北杜市 建設部まちづくり推進課
- ・甲斐市 建設産業部都市計画課
- ・国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 総務課
- ・山梨県 県民情報センター



## 4-1. 縦覧について

### ●縦覧期間

- ・令和元年8月1日(木)～令和元年9月2日(月)  
8時 30 分～17 時 00 分  
(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く)

### ●インターネットによる公表

- ・山梨県 県土整備部都市計画課ホームページ  
(<https://www.pref.yamanashi.jp/toshikei/index.html>)

## 4-2. 意見書について

### ●意見書の提出期限及び方法

・令和元年9月17日(火) 17時 15分まで

下記の受付機関に郵送または持参願います。

※以下の受付機関のみ、ファクシミリまたは電子メールでも受け付けます。

山梨県(県土整備部都市計画課)

## 4-2. 意見書について

### ●意見書の提出先

受付機関	提出先
山梨県 県土整備部 都市計画課	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 ファクシミリ 055-223-1724 e-mail toshikeiass@pref.yamanashi.lg.jp
山梨県 中北建設事務所 都市整備課	〒400-0065 山梨県甲府市貢川2-1-8

## 4-2. 意見書について

### ●意見書の記載事項(以下のア～ウは必ず記載して下さい。)

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所

(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称

(「(仮称)韮崎都市計画道路1・4・1号 双葉・韮崎・清里幹線・

(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号 南牧佐久線 環境影響評価方法書」

と記載するものとします。)

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見

(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。)

※意見書は任意様式ですが、縦覧場所に参考様式を用意します。

## 4-3. 問い合わせ先

●山梨県 県土整備部 都市計画課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

T E L 055-223-1716

ファクシミリ 055-223-1724

e-mail [toshikeiass@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:toshikeiass@pref.yamanashi.lg.jp)